

令和 5 年 5 月 12 日

紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業
指定・委託事業所 管理者 様

紀の川市福祉部 高齢介護課長
(公 印 省 略)

紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業における運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出書の提出について

平素は、本市介護保険事業にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について運営規程等の届出内容に変更があった場合には、変更があった日から 10 日以内に変更届出書の提出が必要となっておりますが、本市では、**変更届出手続きの簡素化を図るため、運営規程のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、年に 1 度の届出でよいとしているところ**です。(「変更届出の特例」)

つきましては、**令和 5 年 6 月 1 日時点の状況**について、下記事項に留意のうえ、変更届出書を提出してください。

なお、令和 3 年度介護報酬改定において経過措置期間が設けられている取組事項、また運営規程の変更が必要となる事項等必ずご確認ください。(経過措置期間は令和 3 年 4 月 1 日から 3 年間設けられていますが、早期に取組みを行うことが望ましいとされていますのでご注意ください。)

記

1. 提出期間 令和 5 年 6 月 1 日 (木) ~ 令和 5 年 6 月 30 日 (金)

2. 提出書類 (※は、紀の川市ホームページに掲載しています)

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業指定 (委託) 事業者変更届出書 ※
- ② 各サービスに係る付表 (訪問 (通所) 型サービス C については企画書) ※
- ③ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (令和 5 年 6 月分) ※
- ④ 職員の兼務状況を確認する書類 (兼務先の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表) ※
- ⑤ 資格が必要な職種については資格証等の写し (原本証明は必要ありません)

※婚姻等により資格証の姓が改まっている場合は、戸籍謄本等の写しを併せて提出してください。

⑥ 運営規程

3. 対象となるサービス

- 介護予防訪問 (通所) 介護相当サービス
- 訪問 (通所) 型サービス A・C

※各サービスごとに届出が必要となります。

4. 提出先及び提出部数

提出方法：持参または郵送

提出先：紀の川市福祉部高齢介護課 (本庁 2 階 2 1 番窓口)

提出部数：2 部 (受付後 1 部控えを返却します。郵送の場合は、控え返送用として返信用封筒 (切手貼付) を必ず同封してください。)

(裏面へ →)

5. 書類作成にあたっての留意事項

① 「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更のあった事項が次に該当する場合は、「変更届出の特例」は適用されませんので、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。

●事業所（施設）の管理者、サービス提供責任者、訪問事業責任者の氏名及び住所の変更

② 次の場合は、「変更届出の特例」による届出が不要となります。

A) 令和4年6月1日と令和5年6月1日を比較して、職員の員数等に変更がない場合

B) 令和4年6月1日以降、指定（委託）更新を受け、その時点と令和5年6月1日と比較して職員の員数等に変更がない場合

C) 令和4年7月以降に「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の届出を行い（資格が必要な職種の職員全員分の資格証を添付している場合に限る）、その時点と令和5年6月1日と比較して職員の員数等に変更がない場合

※運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の員数について「〇〇人以上」と記載することができます。

③ 資格証等の写しについては、資格が必要な職種の方の全員分を添付し、「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した順に添付してください。

（問合せ先）

紀の川市福祉部 高齢介護課

総合事業班

Tel 0736-77-0980(直通)

Fax 0736-79-3926